

第 ③ 章

施策の体系～個別項目～

1 健康・福祉

(1) 健康増進施策の体系的推進

市民が健康習慣を確立するための支援策として、保健婦や栄養士などによる啓発・相談・指導体制などの充実を図る。特に、生活習慣病については、健康を維持し疾病を予防するため、老成人健診の結果を活用し、ひとり暮らしや不規則な生活をしている人、健康上の危険因子を抱える層に対して、訪問保健指導の強化に取り組む。

また、高齢者については、在宅介護支援センターなどと連携し、啓発・相談からサービスの提供まで体系的な訪問保健指導に取り組む。

各種検診事業については、受診実績の推移を踏まえて、胃がん検診や人間ドックなど、その内容や方法の見直しを行う。

さらに、生活習慣病などについては、「健康日本^{*6}21」を踏まえ、発症予防など目標値の設定を検討する。



人間ドックの健診風景

(2) 育児支援事業の充実

教育・文化の項で述べる育児環境の整備とともに、保護者などを対象とした育児相談や育児教室を通じて、自主的な育児グループがつくれるよう支援を行う。

また、各種の健診・相談の中で、虐待の予防及び早期発見に努め、児童相談所や市の家庭児童相談室

などの関係機関との連携に取り組む。

障害児の早期発見と相談支援については、市の関係部署、保健所、医師会、保育園、学校などの関係機関との情報交換や有機的連携を図り、実践的な相談・支援や情報提供体制を確立する。

(3) 保健医療供給体制の強化

市民の健康維持を支援するため、市では平成9年度よりかかりつけ医制度を推進してきたが、介護保険制度が導入された結果、信頼できるかかりつけ医を持つことが、これまで以上に重要となった。そこで、保健・医療・福祉の連携を一層強化し、かかりつけ医の普及を引き続き行うことにより、24時間対応での保健医療供給体制の整備を推進する。

特に、介護保険制度においては、ケアマネジャー^{*7}と主治医が情報交換を行っており、今後とも、医療と介護のより質の高い連携を図る。また、ターミナルケア（終末期医療）を在宅医療・福祉で支える仕組みづくりを検討する。

また、救急医療体制については、東京都の整備計画の推進状況を考慮しつつ、武蔵野市が属する第二次医療圏（三鷹市、小金井市など6市で構成）において、中核的な病院（武蔵野赤十字病院など4病院）との広域的な連携を推進していく。なお、小児救急体制を整備するため、引き続き検討を行う。

加えて、口腔ケアは、特に母子や高齢者にとって、健康的な生活を送るために重要である。高齢者訪問歯科健診など現在行っている事業を活用しながら、「かかりつけ歯科医」の定着についても推進していく。

(4) 健康でいきいきとした生活の支援

若年齢者から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージに合った健康施策の推進と生活支援を行う。

特に武蔵野市の高齢者のうち、寝たきり高齢者と

*6 健康日本21とは、平成12年、厚生省（現厚生労働省）が提案した21世紀の国民健康づくり運動で、今後、地方自治体が計画を策定する際の指針となる。

*7 ケアマネジャー（介護支援専門員）とは、要介護者などの心身や家庭環境の状況に応じて適切なサービスを利用できるよう、市やサービス事業者、介護保険施設との連絡調整を行い、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、計画的なサービス提供と給付限度額の管理を職務とする者。

表6 高齢者・要介護者等の推計

(単位:人)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
高齢者人口(A)	21,841	22,351	22,833	23,165	23,332
うち後期高齢者 (75歳以上の方) の数と割合	9,451	9,806	10,166	10,464	10,787
	43%	44%	45%	45%	46%
寝たきり高齢者(B)	594	608	621	630	634
うち痴呆性高齢者	180	184	188	191	192
虚弱高齢者(C)	2,556	2,616	2,672	2,711	2,731
うち痴呆性高齢者	117	120	122	124	125
うち何らかの 痴呆の状況を 有する高齢者	653	669	683	693	698
元気高齢者 (A)-(B)-(C)	18,691 (85.6%)	19,127	19,540	19,824	19,967

資料：高齢者保健福祉計画（一部加筆修正）

虚弱高齢者を除いた、いわゆる「元気高齢者」は全体の約85%を占めている。【表6】今後、このような市民が要介護になることを予防し、社会参加や生きがいを実現するために次の事業を実施する。

- ① テンミリオンハウスなどで、利用者としてだけではなく、同時に、そこで役割を果たせる仕組みをつくる。
- ② 高齢者の自発的な学習・スポーツ活動を支援する。また、高齢者総合センター事業を拡充して、通所困難な高齢者も視野に入れた趣味・文化活動の支援を行う。
- ③ 高齢者と子どもの世代間の理解・交流を促進する事業（教育への協力）を行う。
- ④ 高齢者が経験や知恵を活用して、地域づくりや社会参加ができるよう、研修や退職者向けの講座などを実施する。
- ⑤ 賃貸住宅の入居保証制度、グループプリビング^{*8}、コレクティブハウジング^{*9}への補助制度に取り組むなど、民間の資金や経営手法を活用しつつ、市の福祉サー

*8 グループプリビングとは、基本的には自立した高齢者を対象とした共同生活施設で、玄関や廊下、居間などを共有し、入居者は鍵のかかる個室で暮らす居住形態。

*9 コレクティブハウジングとは、個人が自由で自立した生活を送ることを前提に、日常生活の一部を共同・共有化するための空間や設備を備えた共生型共同住宅。特に高齢者に限定しない点で、グループプリビングとは異なる。

ビスのノウハウ・信用の供与、情報提供により、高齢者のための居住環境の整備を推進し、住みなれた地域で暮らし続けられるよう支援する。

⑥ 平成11年度から開始した「中高年齢者・障害者雇用創出事業」^{*10}を計画的に実施する。また、コミュニティビジネスなどの起業を支援し、民間企業などへ高齢者の雇用促進を働きかけ、シルバー人材センターの機能拡充を行う。さらに、公共職業安定所との連携のあり方を検討する。

⑦ 障害者の雇用や社会参加を支援するための場として、「障害者人材センター」の設立に取り組む。

(5) 地域生活を総合的に支援する体制の整備

生活に支援が必要な高齢者・障害者が、住みなれた地域に住み続けられるよう、総合的な支援の体制を整備していく。

1) サービス利用者の保護

生活に不安を感じている高齢者世帯や、権利侵害を受けやすい痴呆性高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を擁護し、安心して自立した地域生活を援助するため、市は独自の「権利擁護事業」の窓口を、平成12年度に福祉公社に設置した。そこで、その利用促進を図るとともに、市による支援体制も検討し、実効性のある権利擁護態勢を確立する。

2) 在宅介護支援センターの増設

より身近な地域で相談・援助が行えるよう、在宅介護支援センターを現在の5ヶ所から6ヶ所に増設する。そして、地域のニーズを把握し、市や地域社協等との連携を進め、元気高齢者の協力も得ながら、地域のまちづくりを目指していく。

3) 市民社会福祉協議会の活動の明確化

平成12年に「社会福祉法」が改正され、市民参加を中心とした地域福祉の推進を行うことが新たに規定された。これを受け、市民社会福祉協議会の活動につ

*10 中高年齢者・障害者雇用創出事業とは、景気低迷による中高年齢者・障害者の雇用状況の厳しさや団塊の世代の高齢化に対応するため、市の組織の見直しを行い、中高年齢者及び障害者を嘱託職員として市が雇用する事業。平成11年度より開始し、一般事務、施設管理、学校事務、用務など多様な職場で雇用している。

施策の体系～個別項目～

1 健康・福祉

いて、各地域社協への支援・連携を一層進めるとともに、市民の主体的な地域福祉活動の支援を図る。

4) 地域ケア会議の設置

在宅介護支援センター間の連絡会議や、個々の利用者のサービス調整会議などで顕在化した課題に対応するため、保健・医療・福祉などの関係者からなる地域ケア会議を設置する。地域ケア会議では、要介護になることの予防、介護サービスや生活支援サービスの調整、在宅介護支援センターとの連携、サービス事業者の指導や支援など、地域におけるケアのあり方を検討する。

5) 地域リハビリテーションの推進

要介護高齢者や障害者が、継続した機能回復訓練や社会資源の活用を通して、地域で自立した生活を送れるよう、医療機関、在宅介護支援センター、補助器具センターなど、保健・医療・福祉の連携をさ

らに進める。

その一環として、現在、保健センター、障害者福祉センターで行っている機能回復訓練事業を統合し、相談・支援機能を付加した新たな地域リハビリテーションの拠点施設を整備する。特に、入院から在宅での機能訓練への円滑な移行に不可欠なサービスである訪問リハビリテーションの利用の促進と、提供量の拡大を図る。

6) 介護保険の保険者としての責務

市は介護保険の保険者として、サービス事業者との連携・協議の強化を進め、情報の把握と市民への情報提供を行い、多面的な評価を通じて、サービスの質の向上を図る。

また、ケアマネジャーを中心としたケース検討会議や研修会を通じて、介護サービスやその他のサービスが円滑に利用できるような調整機能を強化する。

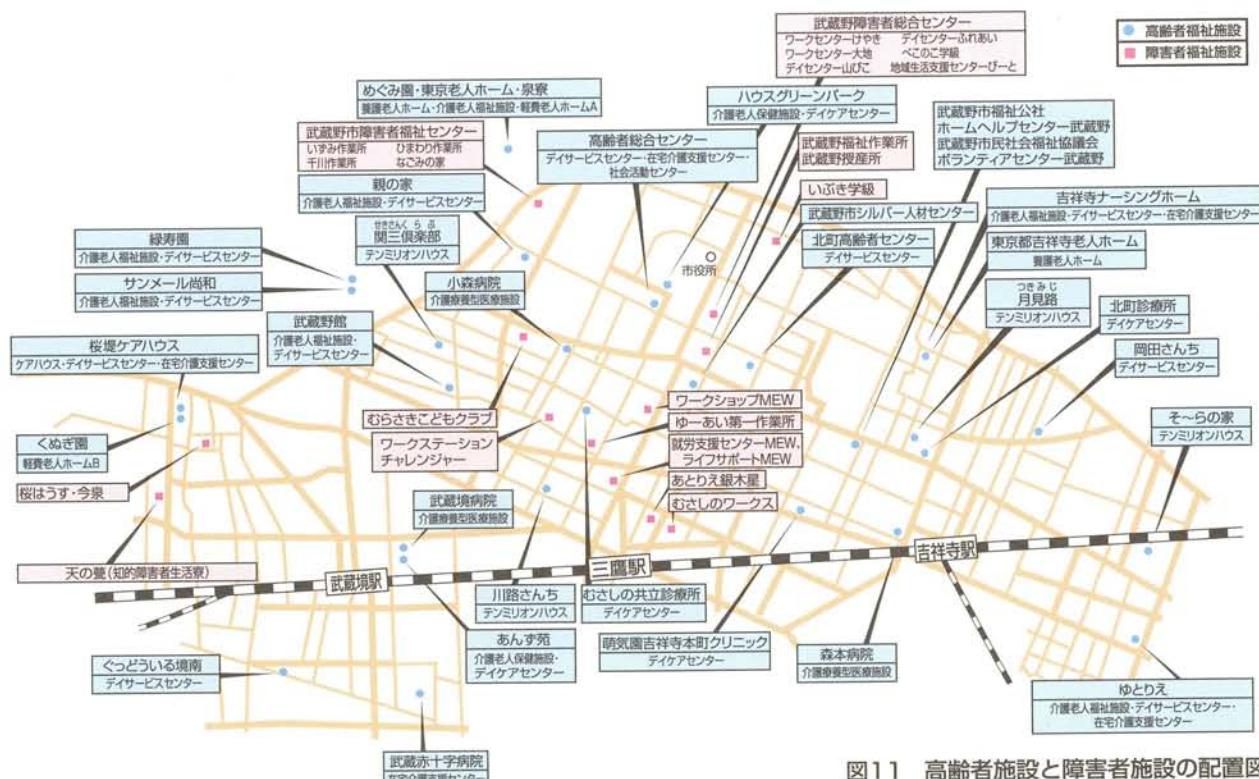
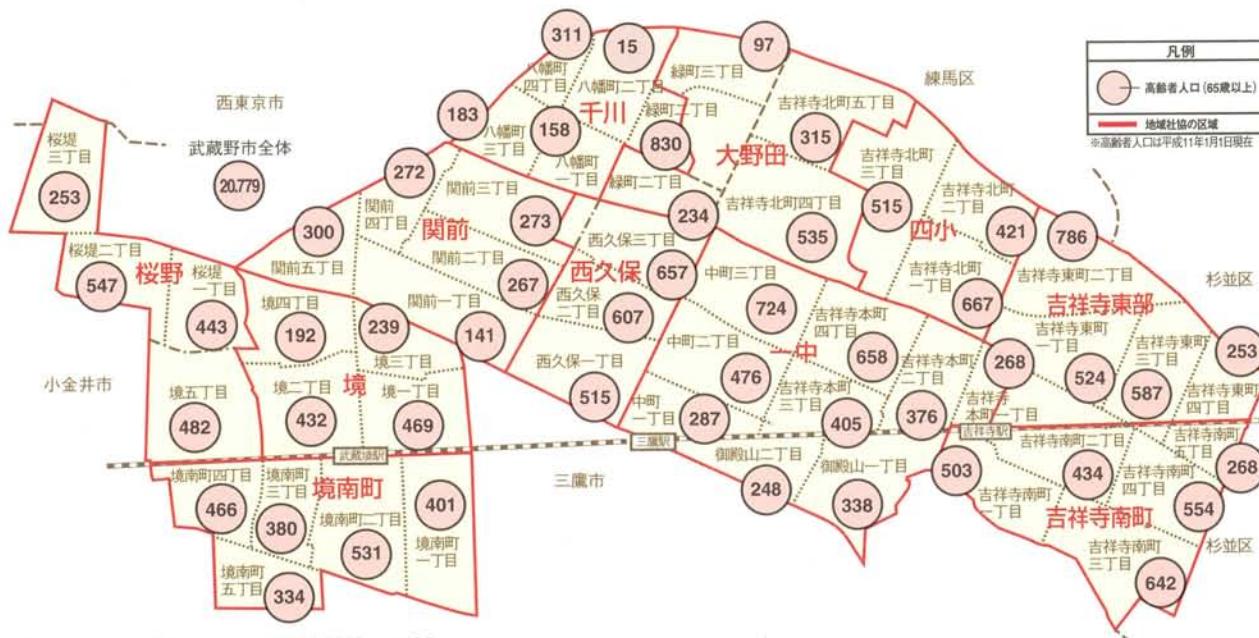


図11 高齢者施設と障害者施設の配置図

資料：介護保険のしおり（一部加筆修正）



資料：地域生活環境指標

図12 町丁目別高齢者・地域社協の区域

7) 痴呆性高齢者施策の推進

痴呆発症の予防支援、徘徊探知機の貸与、グループホームの整備などを、家族介護者支援の視点も踏まえて推進する。

8) 精神障害者施策の推進

平成14年度に、精神障害者関係事務が保健所から市に移管されることに伴い、相談・援助の窓口整備、ホームヘルプサービスの充実、グループホームや小規模作業所の整備、社会復帰の支援などの施策を推進する。

9) 障害者福祉サービスの制度改正への対応

社会福祉基礎構造改革により、平成12年6月に身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・社会福祉法が改正され、平成15年度より障害者福祉サービスが、措置制度から利用者が選択する制度へと移行する。

これに伴い、権利擁護や苦情対応の仕組みを確立してサービス利用者の立場に立った社会福祉制度を実現させることを第一に、障害者サービスの充実と質の向上を図る。

10) 知的障害者などへの支援

知的障害を持つ市民を、地域の中で見守り、こうした人々が暮らしやすいまちづくりを目指す。たとえば、「親亡き後」も近隣で引き続き暮らすことができるようなサービスの基盤の整備と、コミュニケーションを支援する人材の養成に努める。

11) 障害者福祉センターの見直し

障害者福祉センターの機能やあり方について、地域リハビリテーション事業の拡充の観点から、総合的に見直しを行っていく。

(6) 介護サービスの充実

1) 高いサービス水準の維持

介護を必要とするすべての市民が、質の高いサービスをみずから選択して利用できるよう、現在の武蔵野市の高いサービス水準を維持しつつ、さらに充実した基盤の整備を行う。

加えて、介護保険の対象にはならない高齢者のための施策や、要介護状態となることを予防するための

独自な施策を積極的に展開する。具体的には、生活支援デイサービスや、緊急一時的な入所にも対応できる生活支援ショートステイなど、日常生活支援事業の拡充と利用の促進を図る。

2) 人材の養成

さまざまな介護サービスを組み合わせて利用者に提供するケアマネジャー及び介護保険の認定調査員や介護サービスの担い手の資質の向上を図る。

具体的には、市と事業者との連絡・協議組織を活用した研修や情報交換を積極的に行う。また、ホームヘルプセンター武藏野などのホームヘルパー資格取得者へのフォロー研修、介護就労者の健康管理・就労意欲増進に対し、行政にふさわしい関与の方法を検討して、積極的に取り組む。また、精神障害者などへのヘルパーの養成も行う。

さらに、今後は地域の介護を少しでも幅広い層によって支えることができるよう、NPOに対する支援やボランティアが活動しやすい環境を整備する。

3) サービスの評価

高齢者保健福祉サービス（介護保険によるサービスを含む）を評価・点検するために、高齢者福祉総合条例に掲げる第三者組織を立ち上げる。

この組織の立ち上げに当たっては、サービス評価の手法や評価結果の公開方法、サービスに関する苦情・相談の活用方法などについて、まず専門家により充分な検討を行う。

4) 介護施設への支援

これまで市の関連する介護施設では、特別養護老人ホームにおける手厚い人員配置などにより、質の高いサービスを提供してきた。今後も、介護保険制度のもとで自立した運営ができ、良質なサービスを

北町高齢者センターでのデイサービス風景



提供できるように、支援策を実施する。

5) 各計画の実施状況の点検

介護サービス施策の基礎となる高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者福祉計画の実施・進捗状況の点検を、これらの次期計画策定にあわせて市民参加により行う。その具体策として、地域社協が在宅介護支援センターと情報交換を行い、定期的に問題点の整理を行うことなどを検討する。

6) 障害者施策の充実

障害者のショートステイ事業などの充実に取り組むとともに、近隣市にできる障害者施設への武藏野市民の入所枠の拡大や、グループホームの整備を行う。また、知的障害者に対して、位置探索装置の貸与を実施する。

（7）福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者が、住みなれたまちで生活を維持し続けることができるよう、福祉のまちづくりを一層進める。このために、市のそれぞれの担当が横断的な連携を図り、ハード・ソフト両面で体系的に整備する。



平成12年10月から本格実施している「レモンキャブ」事業

道路や公共施設、公共交通などの整備にユニバーサルデザインを取り入れ、グループホーム・グル

*11 ユニバーサルデザインとは、障害者、高齢者、健常者などが分け隔てなく、どんな人でも使いやすい道具、住みやすいまち・家などの設計やデザインを意味する。

プリビングなどへの支援や、レモンキャブなどの移送サービスの充実、ムーバスネットワークの整備などのハイモビリティ施策に取り組む。

加えて、平成12年5月に成立した通称「交通バリアフリー法」に基づき、高齢者や障害者などが公共交通機関の利用に当たり、安全で利便性の高い移動が可能となるよう、駅周辺の道路や広場の整備を行う。

配食サービスについては、その拡充にあわせて、行政と民間の役割分担や提供方法を検討し、その結果を踏まえて、地域の事業者の協力による配食サービスなど、新たな展開を図る。

また、市民意識の啓発のために、心のバリアフリーを積極的に進める。例えば、地域交流・安全確保・権利擁護などに主眼をおいた市民参画の講演会やイベントを実施する。

(8) 保健福祉施策実施推進体制の整備

武蔵野市では、東京都地域福祉推進計画、武蔵野市地域福祉計画、武蔵野市地域福祉活動計画といった連携する「三相の計画」によって地域福祉を推進している。これを踏まえて、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・障害者計画の各分野別計画の見直しの経過と児童福祉の分野も視野に入れ、平成13年度中に、新たな地域再生のための総合計画を策定する。

また、初めての見直しとなる介護保険事業計画については、市民参加により制度に対する利用者・市民の反応を十分につかみ、保険料の負担水準、介護保険による財政の拡大を充分考慮し、居宅サービス利用促進助成事業の適用範囲、低所得者対策・介護認定審査会のあり方など、あくまでも「利用しやすい高水準の制度づくり」という視点を第一に見直し作業に取り組む。

高齢者保健福祉計画・障害者計画についても、介

*12 居宅サービス利用促進助成事業とは、介護保険サービスのうち、訪問介護・通所介護・通所リハビリテーションを利用した場合に、定率10%の利用者負担額を、所得に関係なく3%とする市独自の施策。当面は3ヵ年を実施の目途としている。

*13 ブックレットとは、平成12年4月の介護保険制度施行前に、介護保険の問題点の提起と改革への提言について市でまとめた小冊子。3回にわたり国や関係機関、市民に対して提言した。

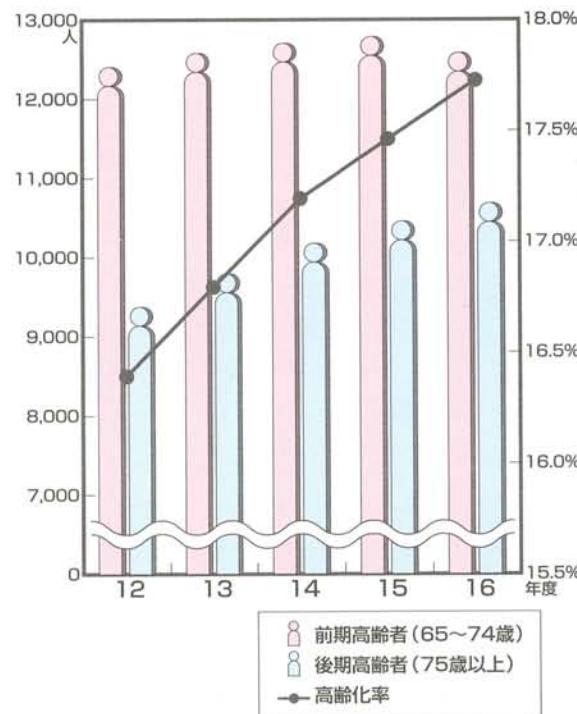


図13 高齢者数の推移

資料：高齢者保健福祉計画

護保険事業計画と一体的に施策の実施状況を点検・整理し、平成15年度からの実施を目途に、当事者を含めた市民参加で見直しを行う。

平成12年4月に介護保険制度が開始されたが、市では早くからこの制度の問題点を指摘し、市民や国に向けてブックレットなどを発行し、制度の改善を提言してきた。

今後も、介護保険制度の障害者への適用や財源問題を含め検討し、制度の抜本的な改革への提案を、国に対し引き続き行っていく。

国や関係諸機関、市民へ介護保険制度の問題提起をしたブックレット



2 教育・文化

(1) 子育て家庭への支援

乳幼児期の子どもたちが安らかに育ち、親が安心して子どもを産み育てることができるように、子育てにかかる知識の提供や子育て相談、仲間づくりへの支援など、さまざまな面から子育てをしやすい環境を整えていく必要がある。

そこで、桜堤児童館のあり方を検討しながら、武蔵境圏にも「0123吉祥寺」型施設の整備を図っていくとともに、これら0123型の3施設を中心には、保育所や幼稚園などと連携し、専門家や子育て経験者などが相談に応じる子育て相談システムを、電話、ファクシミリ、インターネットの活用も含め、構築する。さらに、自主的な育児サークルや子育て支援団体の活動を把握し、支援する。

父親の育児参加を促すため、母親だけでなく父親も参加できる日程・内容等を考慮した育児講座などを実施する。さらに、子育て支援活動に携わる人材を幅広く育成するために、講習会などを実施する。

それぞれの家庭に合った子育て支援メニューを選択できる、パウチャー方式^{*14}等による公的補助など経済的側面からの支援も研究する。また、乳幼児期の子どもを取り巻く良好な住環境を、人間関係のあり方を含めて具体的に示せるよう、共同住宅の今後のあり方についても検討していく。



保育園や幼稚園に通わない2～3歳児とその保護者が集団遊びをする中で友達をつくる、わくわく親子園

さらに、子どもの体力が全体的に低下している状況を踏まえ、部屋に引き込もりがちで夜型の生活習慣を改善するとともに、子どもを積極的に屋外で遊ばせることを奨励していく。

近年、増加し深刻化する傾向にあるといわれる児童虐待への対策として、虐待の早期発見、虐待を受ける子どもが電話等で相談できる場の整備などとともに、虐待をする親に対する精神的ケアも行う必要がある。そこで、児童相談所、警察、学校、保育所、幼稚園、地域のネットワークの整備を図っていく。

また、子ども協会を中心に、市や市の外郭団体で実施されている子ども関連事業の連絡・調整機能を兼ね備えた、横断的なシステムを構築する。

(2) 保育サービス体制の充実

進行している就労形態の多様化に対応できる保育メニューを用意し、子どもの健全育成に配慮しつつ、さまざまなニーズに柔軟で機敏に対応できるサービス体制を構築する。

保育サービス体系の中心となるのは保育所である。市内には、民間と公立を合わせて13の認可保育園がある。このうち民間の保育園では、経営の視点からの効率的運営と、それぞれの保育方針に立った特色ある保育が長年培われている。

一方、市立の保育園は財政的に安定していて父母の信頼も厚い。しかし、新しいニーズがどんどん生まれており、これに対応できる体制づくりを急ぐ必要がある。そこで今後は、低年齢児保育の拡充や、親の就労条件で制約されない一時保育、リフレッシュ保育などの有意義なサービスをより柔軟に導入していくとともに、その運営については、市による責任ある関与を維持しながらも、従来の公設・公営の枠組みにとらわれることなく多様な方法を検討する。また、市内保育サービス体系全体のサポート機能を強化し

*14 パウチャー方式とは、子育て支援メニュー（例えば保育サービスや医療費など）の利用に使える一種の金券を支給する制度。



保育園のプール開放に集まる地域の子どもとお母さんたち

ていく。

また、これまで「児童福祉施設」と「幼児教育施設」として制度上分けられてきた保育園と幼稚園を連携させた、新しい子ども施設のあり方を検討する。そのモデルケースとして、隣接している境保育園と境幼稚園において、保育園の待機児童対策の一手法としても、一元化を視野に入れ、それぞれのよさを生かしつつ、連携を試みる。

さらに、平成10年2月に外部委託が認められた、保育園の給食調理の民間委託化については、今後の国と都の動きを見ながら研究していく。

(3) 学校教育の充実

武藏野市では、これまでティームティーチング^{*15}によるファーストスクールの充実や、セカンドスクールの実施などの教育プログラムを他の自治体に先駆けて実施してきているが、今後も学校評議員制度の導入などを通じて、学校が説明責任を果たし、広く地域社会の要望を受け止める場を設定するとともに、武藏野市にふさわしい、また質的にも充実した教育内容を展開していく。

「生命」軽視の社会風潮に影響されたと考えられる、青少年による痛ましい事件が後を絶たない。これに対しては学校教育の場においても、生命の大切さ、生きる手応えを実感できるような事業を、学校と家庭、地域を連携させながら実施していく。

また、自然や人々の営みに直に接する中で正義感・倫理観を培い、他人を思いやり、自然や生き物を大切にする心をはぐくみ、自分の新しい可能性に目覚めるような機会が多くなるよう配慮していく。

具体的には、社会の中で生命がどのように大切にされているかを、病院や消防、警察など生命を救い守り育てる現場に子どもたちが直接出向いて学ぶ機会を設ける。また、職場体験やセカンドスクール、

ボランティア活動、国際交流事業など、体験活動を通してさまざまな力を自発的に身につけられるようなプログラムをさらに推進し、小学校4年生を対象とした「プレ・セカンドスクール（仮称）」の試行実施も検討する。また、小学校の余裕教室やランチルームを活用した、保護者や高齢者など地域の人との交流事業を積極的に進める。

学力の面では、基礎的な学力を確実にかつ、できるだけ自発的・能動的に身につけるため、ティームティーチングをより一層充実させる。また、少人数授業や教科担任制の導入など、柔軟な学習集団の編成に対応できる市独自の非常勤講師（Small Class Teacher）制度を検討する。

あなたがたの世代の特徴を短い言葉で表現するとしたらどういう言葉が適切でしょうか。（複数回答）

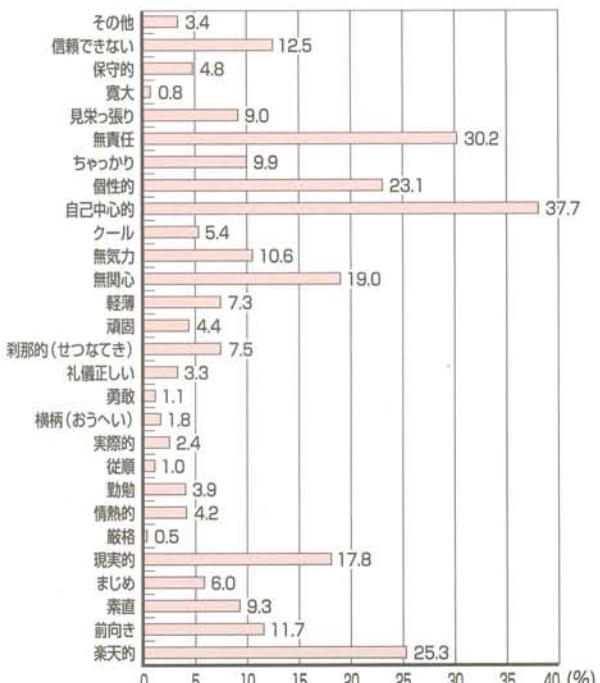


図14 中学生・高校生の意識（1）

資料：地域児童育成実施計画に係る中学生・高校生・生活意識調査

*15 ファーストスクールとは、本市が実施しているセカンドスクール（農山漁村などにおける学習活動）に対比して、市内で行われる従来型の学習活動をいう。

さらに、子どもたちがコンピュータを気軽に活用して学習活動を展開し、ITにかかるリテラシーを育成できるよう、武藏野市やセカンドスクールに関する情報などを盛り込んだ、「むさしの子どもデータベース」を研究する。

学校規模の縮小や、顧問になる教員が減少していることなどに伴い、中学校では部活動の実施が年々厳しくなってきている。部活動への子どもや保護者のニーズが依然として高いことを踏まえ、新しいかたちでの運営方法も含めて、部活動の活発化を進めていく。

また、教育委員会を市民に対して一層開かれたものとし、武藏野市の地域性に配慮した教育内容を充実させるため、指導内容や教育方法等について、市内外の有識者や市民の代表から意見を聴く機会を設けることについて検討する。

(4) 市立小・中学校関連施設の更新

市立小・中学校、幼稚園、給食調理場等の施設は、昭和40年代に建設されたものが多く、順次、大規模な改修や改築が必要となってくる。そこで、耐震性能や老朽化などの調査を行い、適正配置、生涯学習機能などを踏まえた改修・改築を内容とする学校関連施設の再整備計画を策定する。この際、これからの中学校の姿を先取りして建物に付加価値を与えることが必要である。

また、近年の児童数の減少によって市立学校施設に余裕が見られるので、将来的な見通しを踏まえ、生涯学習、福祉、子育てなど多様な利用を積極的に図っていく必要がある。

(5) 子どもたちの放課後時間の充実

小学生の放課後のための安全な遊び場・活動拠点の設置が多方面から望まれている。そこで、小学校の施設を有効活用した新しいタイプの施設である「地域子ども館（仮称）」を幾つかの小学校で試行設



放課後の校庭開放で遊ぶ子どもたち

置し、その成果を見ながら市内全域への設置を検討する。

また、学童クラブについては、学校内及び隣接地への移転の推進を検討する。その運用に当たっては、すべての児童を対象とする放課後対策や学校週5日制も視野に入れ、市の全児童対策の理念および本計画のファミリーフレンドリー施策の理想に照らして、これを利用する子どもの保護はもちろん、保育を必要とする子ども一般への影響をも慎重に考慮したうえで、施設や事業実施方法のあり方を検討する。

(6) 土曜学校（仮称）の研究

武藏野市では、これまで子どもたちの安全な遊び場や活動の場として学校を開放してきたが、平成14年度からの学校週5日制への移行に対応して、学校開放事業をさらに充実させるとともに、子どもたちの自主性を尊重し、子どもたちのニーズに合ったプログラムを提供する必要がある。

そこで、土曜日に、学校施設や市の施設、さらには市外の場所を利用して「楽しい学び舎、土曜学校（仮称）」を開設する。時間こそ限られているが、ここでは共同生活のルールを学ぶとともに、「ひらめく、感じる、考える」をキーワードに、子どもが遊びや学びに没頭する喜びを体験し、学力、体力を養い、幅広い才能を発掘・伸張させていくことを目指す。

そのためには、しっかりした運営の体制と、何よりも熱心ですぐれた指導者が必要である。そこで、カリキュラムや仕組みの検討と人材の発掘を行う研究会を設置する。また、開設後はその運営を支援する。

(7) 子どもたちの食生活への配慮

ライフスタイルの変化に伴う、外食産業、コンビニエンス・ストアの隆盛などにより、食を取り巻く環境は大きく変化してきている。子どもたちに安全な食べ物や健全な食生活を与えていくためには、家庭・地域・学校など、生活するすべての状況を視野



保育園で実施された離乳食の作り方講座

に入れ、配慮していく必要がある。

そこで、まず、家庭での食生活を基本に据え、食を通じたコミュニケーションの重要性を認識し、子どもの食べ物の安全、栄養面はもちろん、「食」の持つ文化的意義を含めた情報提供や啓発を家庭に対して行う。

また、学校給食については、質や給食調理場の改修・改築も視野に入れ、家庭、地域、学校は、今、子どもの「食」に対してどのような形でかかわるべきかを、子どもの体質の違いや健康、ニーズ等を踏まえながら慎重に検討する。その際、中学生の昼食のあり方や、調理場の再編、調理の委託化、給食サービスの民営化なども視野に入れ検討を行っていく。

(8) 青少年の健全育成の推進

中・高校生を中心とする青少年が活躍できる場が必要である。その活動のきっかけとするため、青少年がジャンボリーなどの市の事業や地域活動にボランティアとして参加できる仕組みをつくる。

また、体育館、図書館、文化会館、市民会館、コミュニティセンターなど公共施設を中心に、青少年を対象とした講座・大会等を開催する。

学校以外の友達とちょっとおしゃべりしたりするのはどこが多いですか。(複数回答)

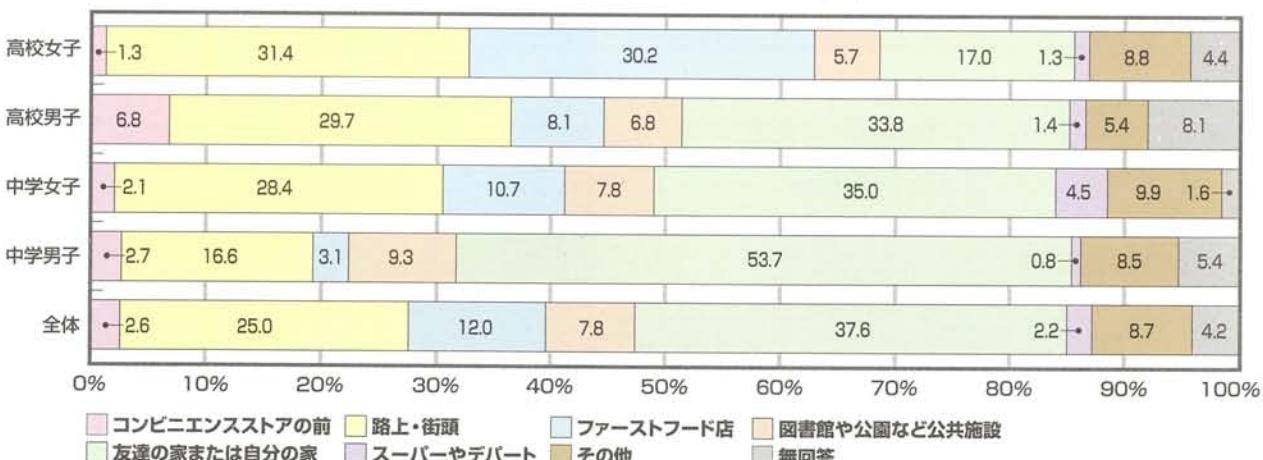


図15 中学生・高校生の意識(2)

青少年の放課後の安全な遊び場・活動場所、地域での活動の拠点づくり、悩みごとを相談できる場所の設置等が多方面から望まれている。そこで、中・高校生以上の世代を対象に、「青少年センター(仮称)」を設置し、文化、芸術、スポーツなどの活動拠点にすることを検討する。

また、施設の設置とともに、地域活動等を通して青少年にかかわる指導者の育成も行う必要がある。すでにスポーツ団体や地域の行事で青少年たちとかかわる市民は数多く存在するが、今後は大学生などの若い指導者ボランティアの育成や、地域の大人が青少年へのよりきめ細かい対応方法を学ぶことを目的とした講習会等を実施していく。



ジャンボリーで、まき割り指導を受ける子どもたち

なお、市内には青少年の施設として「都立武藏野青年の家」があり、青少年団体の学習・文化・レクリエーション活動の拠点として広く利用されてきた。しかし、平成14年3月で廃止となるため、今ある施設を青少年の生涯学習の拠点や青少年の活動場所として市が使用できるよう、東京都に働きかけていく。

また、地球規模で物事をとらえるような国際的視野や、国や民族の違いを超えた人間性をはぐくむため、海外の青少年たちなどとの交流プログラムを今後も充実させる。

さらに、身の周りの公園や緑の状況を、市内を探検しながら観察したり、都内の森林の保全活動を体験するなど、緑の大切さについて、体験を通して学ぶ事業を充実させていくとともに、「子どもの視点」を公園づくりや緑化施策に取り入れていく。

(9) 文化施設の整備

1) 美術施設の設置

美術施設を市の西部地域に建設することは、第三期長期計画第一次調整計画に明記されており、それに基づいて桜堤庭園美術館（仮称）建設基本案策定委員会が設置され、平成11年12月に答申が出されたが、その答申の内容や設置場所をめぐる種々の議論が起り、いまだ最終結論に至っていない。

しかし、市が寄贈などを受け所蔵している美術作品は、広く市民に公開する必要がある。そこで、既存の市民施設を利用して早急に公開する。美術施設の設置については、これまでの議論を踏まえつつ、引き続き検討を進める。

2) 歴史資料館の設置

「武藏野」の歴史の中で積み上げられてきた郷土の古文書、開村からこれまでの公文書・行政文書、市に関する民間資料などを、歴史的資料として体系的に整理、保存、公開していくことは、市民の文化

活動に大きな役割を果たすものである。

そこで、郷土資料の提供や郷土史の研究にとどまらず、市政情報の公開と提供の拠点としても機能するような歴史資料館の設置を、旧中央図書館などの既存の資産を活用する方向で検討を進める。

3) 農水省食糧倉庫跡地への文化施設の設置

武藏境の農水省食糧倉庫跡地に、武藏境地域の地区図書館を始めとした、知・文化・自然・青少年などをテーマとする文化施設の建設を進める。

4) 市民の自主的な文化活動の支援

市民文化会館やコミュニティセンターなど既存の施設を、市民が文化活動を行う場として活用していくことが、市民文化の発展にとって重要である。そこで、自主的な活動を支援するため、利用する市民の声を聞きながら、練習や発表の場を確保していく。

(10) 生涯学習・スポーツ施策の拡充

高齢化社会を迎えて、日進月歩の技術や社会の変化を学んだり、広く文化的教養を身につけたいとの学習へのニーズも高まりつつある。そこで、従来からの生涯学習講座の充実に加え、市内大学での寄附講座^{*16}の拡充や、パソコン教室等、新しい時代の要請に応えた講座もさらに実施していく。



武藏野地域五大学共同講演会

*16 寄附講座とは、企業や個人が、大学に「奨学寄附金」の名で呼ばれる民間資金を導入して開設する時限付き特別講座。

さらに、生涯学習情報（生涯学習・図書館・スポーツ等）の検索ができるよう、市内の公共施設ネットワークや、市立図書館と市立小・中学校図書室との連携システムも構築する。

スポーツは生活に潤いをもたらすとともにコミュニケーションを促進する。高齢者の健康増進、障害者、子育て女性のリラックス空間、青少年の活動場所、サラリーマンのストレス発散など、それぞれのライフステージでのニーズがある。市民だれもが、継続してスポーツに親しみ、楽しむことができるような「生涯スポーツ社会」を目指して、プログラムと場の提供を、より充実させていく。

(11) 女性施策の展開

真に豊かで活力ある社会を実現するためには、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直し、男女共同参画を推進していくことが重要である。このため、第3次女性行動計画(平成15年度～19年度)を策定し、男女共同参画推進のための条例化について研究をする必要がある。

1) 政策・方針決定への女性の登用

市の行政委員会や市民委員会における女性委員の増加を図るため、広域的な人材バンクのネットワークを構築する。女性登用の数値目標を掲げることも検討する。

また、管理職への女性職員の登用を進めるため、市役所の研修制度などの支援を講じる。

2) 女性の就労環境の整備

女性が一生働き続けることを当然と考える層が増えている。そこで、女性が働きやすい職場をつくり、また家庭にいる女性の就労を支援するため、保育・育児相談システムを充実するとともに、女性のための技能資格取得補助、起業・就職のためのセミナーの開催などを行っていく。

3) 地域活動の支援

地域において、福祉や教育など公益性のある活動



むさしのヒューマン・ネットワークセンター

に携わる女性グループに対し引き続き支援する。また、PTA役員会や地域行事、講座などは、平日の夜間や土曜、日曜に設定するなどの工夫をする。

男女共同参画社会の実現を目指した市民及び団体の自主活動とネットワーク化を支援する拠点として、平成11年にオープンした「むさしのヒューマン・ネットワークセンター」の事業については、引き続き支援する。

4) 人権の尊重

人権としての性の尊重は、女性と男性がその性別にかかわりなく、平等な存在としてお互いを尊重し合うことである。市は男女平等啓発情報誌「まなこ」の発刊や講演会、講座などの開催、女性問題の資料や情報の提供を行うことで意識の向上や啓発を図り、男女平等観に立った教育・学習を推進して、あわせて社会的風土づくりを目指す。

また、性の商品化やDV（女性に対する家庭内暴力）、職場におけるセクシャル・ハラスメントなど女性の人権侵害に対しては、法律や福祉分野の相談機関、警察、民間団体との連携を図り、問題解決に取り組む。

3 コミュニティ・市民生活・産業

(1) 商工振興

(吉祥寺の再整備については優先事業「(4) 吉祥寺新時代に向けて」及び個別項目「4 環境・都市基盤(12) 吉祥寺圏の整備」に記載。)

路線商店街については、顔の見える、歩いて行ける範囲に立地するという特性を生かし、移送サービスである「レモンキャブ」や「現代版御用聞きと宅配」「秤り売り」「子育て支援」といった、少子・高齢化社会や環境問題に対応する新たなサービスと組み合わせた商業活動を、地域密着型で展開していくことが必要である。市も、これらの新たなサービスと組み合わせた商業活動やスタンプ事業などによる商業者の自助努力に対し側面からの支援を行う。

また、新しい時代に対応した産業の一層の活性化を支援する目的で、開業資金融資等の創業支援制度の創設や、インターネット等の情報通信インフラを整備したオフィス床(SOHO拠点)の提供、発想や創造性を喚起する街の環境(雰囲気)づくりなどの支援策について検討し、地域経済の振興効果の高いものから実施していく。

また、情報や福祉、子育てなどの分野において、公益性を持った「仕事」がNPOなどにより地域から展開され、事業として成り立ち、地域活性化にも資するよう、こうした活動に対し、場や運営ノウハウ、情報の提供などの支援も行っていく。

(2) 農業振興

都市農業は、農産品の供給という使命に加え、緑に覆われたオープンスペースとして、あるいは災害時の一時避難場所としての機能を持つ。また、農地や屋敷林、雑木林という農業景観は市民にとって貴

路線商店街 福祉や環境問題などにも対応した新たなサービスによる活性化。



今度は何を植えようか?市民農園

重な安らぎ空間となっている。さらに、生ごみの堆肥化などを通じて、循環型社会の一翼を担うという重要な役割もある。そこで、この多面的な役割に着目した施策を、「農業振興基本計画」を踏まえて展開していく。

また、農業の持つ、農作物を育て、それを生きる糧とする行為が人格形成に大きな影響を与えるという考え方に基づいて、学校教育での子どもの農業体験や市民農園の充実、高齢者の農業体験機会の創出を図るよう農業者と協力していく。

市内の農産物については、直売形態を工夫して、市民に安全で新鮮な農作物を、また、学校給食へ市内農産物の提供ができる体制づくりなど、農業者と消費者市民との触れ合いを深めることも働きかけていく。

また、都市における農業経営のあり方や、日本全体の中での農地の持つ役割に対する認識を深めるため、援農などを通じ他地域の農業者との交流と連携を深める。



新鮮な農産物を消費者に、市内産野菜の直売

(3) 消費者活動への支援

消費者ルームは、新商工会館への移転を機に、簡易商品テスト設備や情報システムを整備するとともに、専門機関、市民のグループ活動などとの連携を強化し、消費者教育の拠点としての機能と相談体制

を充実していく。

1) 利用時間の拡大と消費者グループのネットワークづくり

食の安全や、環境配慮型の生活などについて自主的で多彩な活動を行っている消費者グループ・専門的知識を有する市民やNPOなどの協力を得て、講座の開催やリーダーの養成、ネットワークづくりを進めていく。そのためには、消費者活動室の夜間、土日の利用時間拡大などを行い、従来はこうした活動に参加することが少なかった幅広い層の市民の参加を促す。

2) 消費者教育の推進

子どもの頃からの消費者教育の重要性を考慮して、小・中学生対象のプログラムを実施していく。また、簡易商品テスト設備などを活用して、食や環境などに関する実験講座を行う。

3) 消費生活相談体制の強化

情報システムを活用し、広域的な情報収集を行う

とともに、商品・役務（サービス）や増加している電子商取引などによる被害の未然防止のための啓発も積極的に行う。さらに市の法律相談事業や専門家などとの連携により被害回復のための相談体制を充実していく。また、消費者相談は、新たな行政ニーズの情報源であることに留意して、相談内容を蓄積整理して活用する。

(4) 都市・国際交流の推進

武藏野市は、世界的相互依存の中にある日本の自治体としての立場からの国際交流活動を、市民とともに先駆的に進めてきた。近年、国際社会が複雑化するにつれ、人類が今後も平和と安定の下、持続的発展を続けるためには、国と国（Government & Government）との関係のみならず、自治体や市民同士が直接つながり合う（City & City またはCitizen & Citizen）多層的で「顔の見える」関係が重要視され、

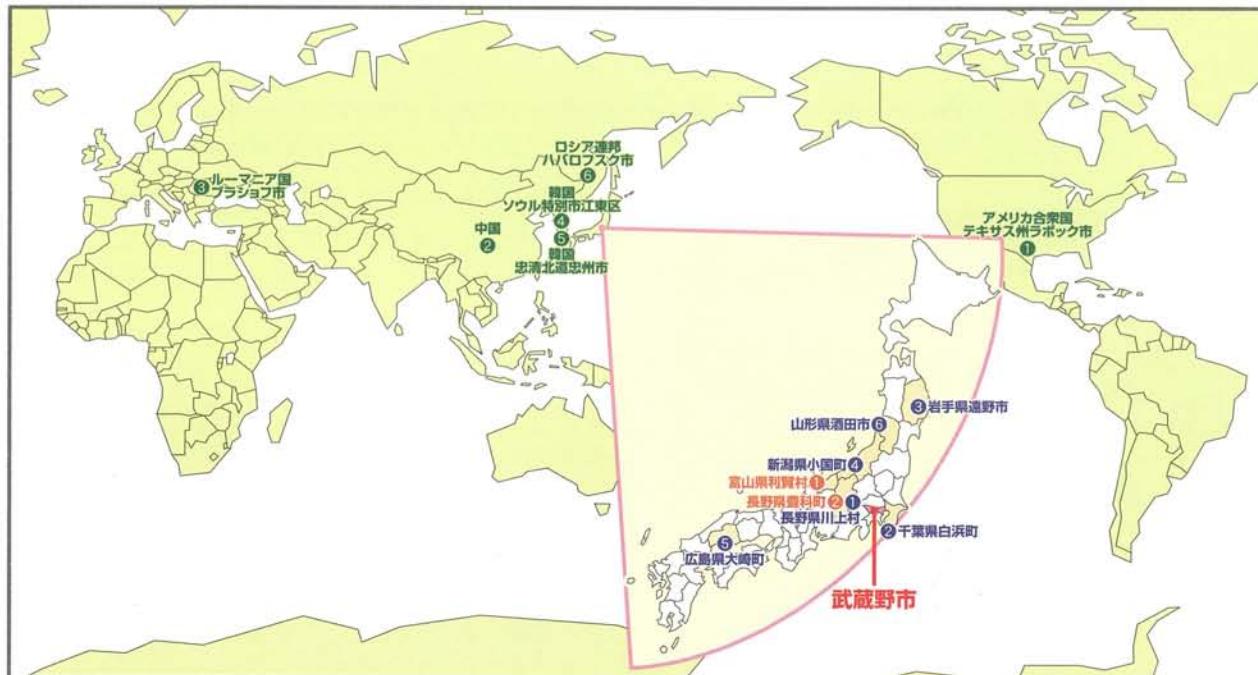


図16 姉妹友好都市（日本・海外）

資料：企画部交流事業課

こうした活動への支援制度が国においても設けられるようになっている。

一方、国内都市との交流についても、「消費のまちは単立できない」という視点に立って、「生産のまち」の自然環境保全や農林漁業を、都市住民も支援していく必要がある。交流事業は体験学習とともに、教育の観点からも効果の大きな手法であり、今後も推進していく。

そこで、富山県利賀村、長野県豊科町などの姉妹友好都市と協力してアンテナショップや「休養と学習の森」^{*17}、援農活動などを組み入れたグリーンツーリズムの推進など参加・体験型の事業を中心に交流事業を実施していく。これらの活動を通じ、活力ある地域社会、美しいふるさと日本を創っていく。

海外都市との交流については、これまで実績を重ねてきたプラショフ市（ルーマニア）の日本語教育や保健医療環境の向上への支援、ハバロフスク市（ロシア）へのシベリアの寒帯林保全のための植林など協力事業を重視した活動を、市民及びNPO（NGO）と協働して進めていく。また、こうした協力活動の担い手を育成するために、ラボック市（アメリカ）などへの青少年や市民の海外派遣や、江東区、



農業交流ツアー 生産のまちと消費のまちが手を携えて

*17 「休養と学習の森」とは、森林を、木材供給や保水機能のみならず、都会人の休養や自然体験活動、学習などの面においても経済価値を発生させる場として活かすために、森林における体験プログラムなどの充実を図る施策である。

忠州市（韓国）など海外からの視察研修等の受け入れ態勢を充実させていく。

国際協力・交流プログラムの実施に当たっては、市と国際交流協会の連携が、効率的かつ円滑にとれるよう、国際交流協会の組織・運営体制のあり方にについての見直しを行う。

また、外国人市民へのサービスについては、基本的な情報提供などは市が責任を持つとともに、個々のニーズへの対応や、外国人市民との相互理解を進めるための交流プログラムなどは国際交流協会をはじめとする市民レベルでの活動を軸とする方向で、市は必要な支援を行う。

なお、これらの協力や交流活動については、他に例を見ない先駆的な試みであり、また、開始後10年以上を経過したものもあることから、速やかに有識者などによる評価を実施し、意見と助言を得て、必要に応じ事業内容や実施体制の見直しを行うこととする。

(5) コミュニティの活性化

市内に17館（分館を含めると20）あるコミュニティセンターは、市民のだれもが自由に利用し、豊かなまちづくりを進めるための施設として設置されたものであるが、現状は一部の人しか使用せず、また運営等にも一部の人しか参画していないという批判がある。

そこで、「コミュニティは、市民の交流によって生まれる開かれた都市空間である。閉じられた閉鎖的都市空間ではない。」という本市のコミュニティ構想の基本的考え方に基づき、これまでコミュニティセンターという施設の管理・運営にかかわる内容に限られていた「センター条例」を発展させ、市民と行政の協働のあり方など、コミュニティづくりのシステムに関する内容を盛り込んだ「コミュニティ市民



コミュニティ市民委員会のヒアリング

条例（仮称）」を制定する。

これにより、公の施設であるコミュニティセンターの管理、運営、またそこを拠点として展開される市民のコミュニティ活動を支援する市やコミュニティ協議会の責任、役割、関与などについての基本的ルールを整理・確認するとともに、コミュニティセンターを、地域のだれもが自主的活動の拠点としてこれまで以上に活用できるよう環境を整備していく。

「その際の基本原則は、参加の機会均等と情報公開にある」との第5期コミュニティ市民委員会の答申を受け、コミュニティセンターのIT化などを早期に進め、施設の利用方法や予約状況、コミュニティ協議会の運営内容、方法や事業企画等活動全般についての情報公開を徹底し、これらについて市民からの意見も幅広く吸い上げる工夫をする。

また、市はコミュニティ研究連絡会と協力して、各コミュニティ協議会の横断的な情報交換や、他都市におけるエコマナーの先進事例の研究をするなど、市民の自主的活動を推進する方策の導入を図る。

さらに、より開放性を増すため、協議会への青少年の参画を求めたり、施設のバリアフリー化を進めなどの整備も行っていく。

近年、コミュニティセンターに対しては、子育て支援やパソコンなどの知識、技能習得の身近で気軽な場としての地域の期待も高まっている。これら子育て支援、地域情報化など、従来は行政の役割と考えられていた分野では、NPO、ボランティア活動などを通じ、市民みずからが担う動きが活発になっている。

また、NPOなどの協力を得てこれらの活動を行っているコミュニティセンターでは、新たな層の来館を呼ぶなどの効果が上がっている。そこで市は、市民ニーズに細かく対応できるこれらの活動と協働するとともに、それをコミュニティ活動とつなぎ、一層の活性化を促すため、市民活動支援総合窓口の設置や、活動の拠点を提供するなどの支援を行う。

また、スポーツ、文化活動や、環境問題への取り組みなど、趣味や公益活動を通じ、地域的つながりとは別のネットワークが形成されている。こうした、地縁でも職縁でもない新しい形態のコミュニティの形成と活性化に対し、情報提供などの面で、市がどのようにかかわっていくかの研究を行う。



NPOによるパソコン教室

(6) 防災態勢の充実

武蔵野市では、継続的に防災機能の強化に取り組んできた。特に第一次調整計画においては、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、都市インフラの安全の点検と強化の期間と位置づけ、災害危険度の高い地域に対する防災広場の設置や水道管の耐震性向上などに取り組んできた。これらハード面における整備の成果を十分に生かすためにも、防災のソフト計画のさらなる充実を図る。

なお、今調整期間中のハード面での整備計画については、個別項目「4 環境・都市基盤（8）防災・防犯まちづくりの推進」の項に記載。

1) 食糧等の備蓄・飲料水の確保

食糧等の備蓄品は、地域防災計画に基づいて計画的に整備する。飲料水については、一時集合場所等における水源の確保を計画的に進める。また、災害時の水利不足が生じないよう、第1・第2浄水場を専

用連絡管で接続する検討を進め、1日最大計画給水量の12時間分（34,000m³）以上の確保を目指す。

2) 防災行動力の向上

大規模で広域的な災害に対しては、市をはじめとした関係機関だけでなく、市民の主体的な活動とこれをサポートする仕組みづくりが重要であり、これらを含めた防災行動力の向上を目指す。

消防団員、防災推進員をはじめとする市内の防災ボランティアの行動力強化のため、災害対策用機器の平常時からの使用などを通じ、操作方法の習熟を図っていく。

防災学習活動は、市民防災大学など既存事業とともに、新規事業として学校教育において防災教育を実施して、より一層の充実を図る。また、自主防災組織の育成も引き続き促進していく。

災害弱者安全対策については、ひとり暮らし高齢者や障害者などの実態調査などを通じて災害時要援護者についての情報の把握を行ってきたが、今後は、地域住民と協力、連携し、プライバシーの保護に留意しながら名簿、福祉マップ等の作成を通じて、避難所への安全な誘導方法などを検討するとともに、二次避難所の確保などを推進していく。

市外からのボランティアの受け入れ態勢は、市民

社会福祉協議会と市民活動グループ等との連携により行うよう整備する。

3) 相互応援体制ネットワーク化の促進

帰宅困難者対策としては、関係機関との連絡・協力体制の構築を目指す。

相互応援協定については、既に姉妹友好都市の長野県豊科町や山形県酒田市、近隣市と協定を結んでいるが、さらに他の姉妹友好都市や近隣区、関係機関などとの連携強化に努める。

4) 応急復旧体制の整備

災害が発生した場合、市民生活への影響を最小限に抑え、通常の生活に早期に復帰できるようにするための対策を講じる。避難所生活を送るために必要なルールの確立と、市民による自主運営組織づくりのマニュアルを整備し、あわせて居宅生活へのスムーズな移行を促進するよう、道路、ライフライン等の早期復旧体制を関係機関と連携し整備する（建築物応急危険度判定体制の整備については、個別項目「4 環境・都市基盤（8）防災・防犯まちづくりの推進」の項に記載）。

（7）環境浄化の推進

吉祥寺駅周辺は昨今、東部地区のみならず他地区にも、規制の網をかいくぐる形の性風俗関連の出店が見受けられるようになっている。安全なまちを維持していくため、住民、NPO、商店街、関係機関との連携をより一層強化し、環境浄化を推進するとともに、時代の変化に応じて市民の安全で快適な生活環境を守り、青少年の健全な育成を図るため、環境浄化に関する条例の見直しを行う。



防災ボランティア訓練